

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

## 1 日 時

令和5年6月2日（金） 午後1時03分から  
午後4時52分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

今吉次郎、嶋幸一、志村学、穴見憲昭、吉村尚久、若山雅敏、猿渡久子、三浦由紀

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

吉村哲彦

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 高橋強、  
病院局長 井上敏郎 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 令和5年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 県計画等の策定・改定予定について、第44回大分県少年の船運航事業について及び新型コロナウイルス感染症について、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査について行程を決定した。
- (4) 県外所管事務調査について協議を行った。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 吉良文晃  
政策調査課調査広報班 主査 甲斐雅俊

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和5年6月2日（金） 13：00～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 病院局関係 13：00～13：30

- (1) 令和5年度行政組織及び重点事業等について
- (2) その他

## 3 生活環境部関係 13：30～15：00

- (1) 令和5年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ① 県計画等の策定・改定予定について
  - ② 第44回大分県少年の船運航事業について
- (3) その他

## 4 福祉保健部関係 15：00～16：40

- (1) 令和5年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ① 県計画等の策定・改定予定について
  - ② 新型コロナウイルス感染症について
- (3) その他

## 5 協議事項 16：40～16：50

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**今吉委員長** ただいまから、委員会を開きます。  
これより病院局関係の説明に入ります。説明に入る前に、本日は初めての委員会でもあるので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**今吉委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

**今吉委員長** また、本日は委員外議員として吉村議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆さんにお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により委員会がそれを許すか否かを定められていますが、委員から個別に御異議が出た場合を除き、発言の許可については今後委員長に御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 御異議がないので、委員外議員の発言の許可については、私に御一任いただきます。

また、委員外議員の皆さんをお願いします。

発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めていくので、委員外議員の皆さんはあらかじめ御了承願います。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の吉良君です。（起立挨拶）

政策調査課の甲斐君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔井上病院局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**今吉委員長** それでは、病院局関係の令和5年度行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**大和病院局次長兼県立病院事務局長** 本日説明

するのは、令和5年度病院局の組織と令和5年度大分県病院事業会計予算です。

説明は、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

委員会資料の2ページをお開きください。

大分県病院局の組織について説明します。一番上から診療科部門は循環器内科部をはじめとする26科部、中央診療部門は放射線科部など11科部、医療技術部門は薬剤部など5科部、そのほか看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センター、精神医療センターからなっています。

次に、資料の4ページをお開きください。

令和5年度大分県病院事業会計予算について説明します。

令和5年度は、コロナ禍による受診控えにより減少した患者数が緩やかに回復すると見込んで予算編成をしています。

それでは、1の令和5年度当初予算と令和4年度当初予算の比較の上段、収益的収支予算の表を御覧ください。

令和5年度当初予算の単年度損益は1億4,400万円の黒字を予定しており、令和4年度との比較では、減益と見込んで編成しています。

また、下の表の資本的収支予算については、手術支援ロボットの導入や2か年にわたる病院総合情報システムの更新並びに自家発電設備等浸水対策工事の実施等に伴い、企業債等の収入は9億1,400万円、改築事業費等の支出は26億8,200万円となります。詳細については5ページ以降で説明します。

次に、2の令和5年度一般会計負担金の内容ですが、これは県立病院が行う精神医療センターやがん治療部門、救命救急部門など、政策医療の不採算部門の運営や、施設や設備の建設改良に充当した企業債の償還に必要な経費などについて、地方公営企業法に基づき一般会計から支出するものです。

令和5年度予算額は左から二つ目にあるよう

に11億1,048万4千円となり、令和4年度と比べ2,584万2千円の増額です。増額の要因としては、右側の主な増減理由にあるとおり、自家発電設備等浸水対策工事に係る企業債の償還が開始することなどです。

この負担金を受け入れる病院事業会計の受入予算科目について説明します。

5ページをお開きください。

予算科目は三つに分かれており、具体的には右の表の一つ目、医業外収益の負担金交付金のうち、地方公営企業法に基づく一般会計負担金、その二つ下の資本費繰入収益、7ページをお開きいただき左の表の二つ目、資本的収入の他会計負担金となります。

それでは5ページにお戻りください。

令和5年度予算の概要を千円単位で記載しています。まず、1収益的収入及び支出のうち、

(1) 病院事業収益について説明します。

左側の表ですが、医業収益は入院収益、外来収益などの合計です。入院収益、外来収益は共に令和4年度の決算見込みを参考にして増収としています。増収の主な要因としては、コロナ禍による受診控えにより減少した患者数が緩やかに回復すると見込んでいることや、化学療法による抗がん剤治療の増加等による診療単価の上昇などによるものです。

次に、医業外収益は一般会計や国からの補助金、さきほど説明した一般会計負担金を含む負担金交付金などを合わせて、資料右中段の小計欄にあるように14億9,887万9千円です。

ほかに特別利益を加え、病院事業収益は合計の欄にあるように207億3,140万2千円です。

6ページをお開きください。

(2) 病院事業費用についてですが、職員の給与費、薬品費等の材料費、減価償却費などで構成される医業費用に医業外費用、特別損失を加え、右の表の一番下の合計欄にあるように205億8,713万2千円です。

7ページをお開きください。2資本的収入及び支出についてです。

(1) の資本的収入は、左の表に掲載してい

る企業債、負担金で構成され、合計9億1,469万3千円です。

右の表(2)資本的支出は建設改良費と企業債償還金、他会計からの借入金償還金及び投資その他の資産で構成されており、建設改良費のうち資産購入費は10億9,888万円で、病院総合情報システムの更新や手術支援ロボットシステムの導入等を行うこととしています。その下の改築事業費は、自家発電設備等浸水対策工事や空調機の更新工事等で4億4,080万6千円、その下の企業債の償還元金の返済である企業債償還金は7億2,318万円、他会計からの借入金償還金は1,957万円、その下の投資有価証券は4億円です。

以上、資本的支出を合計すると26億8,243万6千円です。また、表の下の欄外に記載していますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、これまでどおり内部留保資金で補填することとしています。

**今吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

**猿渡委員** コロナ禍で苦勞されて本当に大変だったと思いますが、今年度から医療スタッフが36人に増えたと思います。そこで、組織の中でどこがどういう形で増員されて、効果として今どう実感されているかを少し説明してください。

**大和病院局次長兼県立病院事務局長** 今の質問については、昨年度に定数条例を改正した分です。よろしいですか。(「はい」と言う者あり)

昨年度、条例定数を38人に見直しました。その内訳としては、看護師が35人、医師が1人、臨床工学技士が2人です。それで、このスタッフについては今年度一気に増やすのではなく、昨年度から3年間かけて順次試験を行いながら増やしていく計画としています。看護師については、昨年度1回目の試験をして、増員分として5人採用を行っています。そのほかのスタッフについては、今後採用試験を行いながら順次増やしていく予定です。

**井上病院局長** 看護師をいきなり採用しない理

由は、一気に採用するとどうしても看護師の質が担保できなくなるので、2、3年かけてこの定数を満たすように採用していこうかと院内で話し合いがあって、そういうふうにしています。

**猿渡委員** 確認させてください。今年度の看護師の採用は5人ですか。

**大和病院局次長兼県立病院事務局長** 昨年度の採用試験合格者で、今年度当初から採用したのが5人です。

今年度の看護師の採用試験については、例年7月に行っていましたが、より多くの受験者を集め、より質の高い看護師を採用するため、2か月間前倒しして5月の第3週に既に試験を行いました。

今年度の試験の合格者については、本年10月以降に順次採用を行っていきたいと考えているので、具体的に何人が今年度中に採用できるかまだ分かりませんが、今年度中に一定程度採用できると考えています。

**志村委員** 診療科は充実していると思いますが、このほかに将来必要な診療科があるかどうかの一つ。

もう一つは、インバウンドの患者がこれから増えてくると思います。そのときの通訳と言うか、言葉の対応をする体制もやはり県立病院に必要かと思いますが、それが今どうなっているのか、将来どうしているのか、ちょっと聞かせてください。

**井上病院局長** 最初の質問にお答えします。現在、ほとんどの専門的な診療科を置いています。総合内科のような総合的な診療科を併設した方が、院内で患者を専門診療科に振り分けるところの流れをスムーズにできる可能性が高いと思っているので、そういうことを頭の中に置いて人選を少し考えている状況です。

**大和病院局次長兼県立病院事務局長** 外国人の受診者については、日本語が通じる方が今のところ多いですが、日本語が通じない方の場合は、県が医療機関に提供している医療サービス多言語コールセンターという24時間17言語に対応している電話通訳サービスがあるので、そちらを活用して通訳をしています。

また、聴覚障がい者へ向けた簡単な問診票とかのコミュニケーションボードも4か国語で作成しており、そういったものも活用しながら対応していきたいと思います。

**志村委員** 病院局長が今言われたのは、まず総合内科に行って、そこから掘り下げるという意味でしょうか。

**井上病院局長** 県立病院の外にいて、より患者の近いところにいる総合内科医は、全ての診療科をほぼ扱って、専門医につなげる必要があればつなぐ、そうでなければ自分が診るという立場だと思います。私どものような基幹病院の中の総合内科医は、どちらかという専門内科で分けられない患者——心臓にも脳にも肺にも疾患がある人はどこに行くべきかという問題が起こります。臓器別でない、例えば膠原病のような病気の患者を上手に診ていく。どこによりどこを持ったらいいか分からないので、患者は非常に不安になるわけですね。そういったイメージです。

だから、少し違いますが、内科全体を束ねる診療科があると患者にとっては福音になると思います。

**志村委員** よく分かりました。それから、英語を話せる医師はいますか。

**井上病院局長** 医師はそんなに流暢な英語でなくても、片言の言葉とか筆談で大部分は対応できると思うので、そう心配はしていません。もちろん看護師などの他の職種の方にはなかなか難しいと思うので、自動翻訳機を使ったり、そういったことで対応可能と思っています。

**志村委員** よく分かりました。

**佐藤県立病院長** 英語を話せる人を探せばいいという逃げ道がありますが、ベトナム語や広東語となると、今局長が話したように自動翻訳機に頼る事例が実際に起きています。中国語もそうですが、翻訳スピードも速くなっているので、コールセンターの話をさきほど申しましたが、タブレット端末で余り時間をロスせずに翻訳できる時代になっていることは実感しています。引き続きコールセンターに加えて、例えばスマホの台数を増やして各病棟に置くなど、もう少

しきめ細やかな取組をしていきます。

**吉村（尚）委員** 冒頭の病院局長の挨拶にもあった重点5項目の中の、優秀な医師の確保と働き方改革で言えば、何度もこういう場でも議論になっていると思いますが、働き方改革に係る法律等ができて、さきほど話があったように来年4月が一つの期限で、原則として上限が月45時間とか年360時間とありますが、医師に関していえば到底こういう状況にはないだろうと思います。

では、どのように考えていくのかという中で、医師をさらに確保していくのか、診療時間を短くすることも一つの検討材料だと思いますが、あと残すところ1年で、これまでどういう手立てを講じて、今後どう検討していくのかについて伺います。

**井上病院局長** 私の世代は、医師はとにかく必要があればいつでも応じるものだと思われたので、必要がないときは休むが、そうでないときはずっと働くのだと。それが原則と思っていましたが、もちろん医師の健康管理もあるし医師も労働者である位置付けができたところで、来年度に迫っているのは、医師に関しては月80時間が基本です。ただ、どうしても医師が集まらない特殊な領域があります。例えば救命救急とか産婦人科などに関しては、許可をもらった上で年間1,860時間を上限にするしかないかなと思っています。県立病院の中ではどうしてきたかと言うと、2、3年前から、まず医師の働く時間を捕捉するようにしています。医師は全くそういうことに関心がないんですね。何時間働こうが、働いたのは何時間だったかなみたいなことが多いです。

したがって、まずタイムカードの導入による捕捉のシステムをつくって、その中で病院にいた時間がイコール労働時間ではないので、実際に働いた時間を外していく操作に、慣れていただくような取組を今やっています。その上で、実際の労働に関して、さきほどの年間1,860時間にならざるを得ない部分に関しては、そういう申請をしようと。それ以外には、月80時間にできるだけ収める意識を持ってもらう働

き方の流れを今作ろうとしています。

**佐藤県立病院長** 数字のカウントや今までの現状調査に関しては局長が申したとおりですが、大分県立病院は急性期医療に携わる病院なので、いわゆる寝当直が少ない病院です。そういう時間があってもちゃんと時間外労働としての手続を取って、休めるときには休むメリハリを付けていく。医師はその辺がもともとルーズだったので、精神面では私が表に出て、そういう整理をする時代になったのだと植え付けながら、その上でタイムカードとか、働いた時間とそうでない時間、病院にいたけど自己研鑽の時間、急患で呼び出された時間外労働時間などをちゃんと区別して今から動いていってくださいと話をした上で、その結果を労働基準監督署に提出し、どの基準で取るかを診療科ごとに決めている状況です。

**今吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** ほかに質疑もないのでこれをもって、令和5年度行政組織及び重点事業等を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 別にないので、これをもって病院局関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

**今吉委員長** これより生活環境部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもあるので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**今吉委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

**今吉委員長** また、本日は委員外議員として吉

村議員に出席いただいています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の吉良君です。（起立挨拶）

政策調査課の甲斐君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔高橋生活環境部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**今吉委員長** それでは、生活環境部関係の令和5年度行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**高橋生活環境部長** 資料の2ページをお開きください。

それでは、生活環境部の行政組織及び重点事業等について、お手元の生活環境部の福祉保健生活環境委員会資料により説明します。

まず、生活環境部の組織ですが、本庁は防災局を含め、生活環境企画課から消防保安室までの本庁9課4室と衛生環境研究センター、消費生活・男女共同参画プラザ、食肉衛生検査所、動物愛護センター及び消防学校の五つの地方機関で構成されています。

次に職員数ですが、令和5年5月16日現在の職員総数は本庁が160名、地方機関が95名の計255名となっています。

続いて、3ページをお開きください。

令和5年度の生活環境部関係の予算について説明します。

予算総額は、上段表の左から2列目5年度当初予算額（A）の一番下合計欄127億4,527万5千円です。これを、その右の4年度当初予算額（B）と比較すると、（A）－（B）の一番下合計欄、額にして1億7,056万1千円、率にして1.4%の増となります。

増額の主な要因は、今回は統一地方選挙の関係で骨格予算の編成になっていますが、喫緊の課題である防災減災対策や先端技術を活用した事業など、年度当初から対応が必要な新規事業を措置したためです。なお、肉付予算については、要求作業を終え7月議会に向け鋭意作業を進めているので、引き続きよろしく申し上げます。

次に、予算のポイントについて説明します。

一つ目は、恵まれた環境の未来への継承です。

豊かな天然自然を守り、地域資源を活用した取組を進めるとともに、総合的なプラスチックごみ対策や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた緩和策に加え、気候変動への適応策を推進します。

次に、4ページをお開きください。

二つ目は、安全・安心を実感できる暮らしの確立です。

交通安全については、横断歩道でのマナーアップや自転車の安全利用を推進します。また、消費者の安心については、複雑多様化する消費者トラブルの未然防止対策を強化します。加えて、食の安全・安心の確保や地域等と連携した食育に取り組みます。

三つ目は、人権を尊重し共に支える社会づくりの推進です。

配偶者やパートナーからの暴力等は、社会不安やストレスに起因する被害の増加も懸念されているため、相談しやすい体制づくりや支援の充実・強化、暴力の根絶に向けた教育啓発等を進めます。

四つ目は、多様な主体による地域社会の再構築です。

地域コミュニティ機能を維持していくため、地域の課題を住民や行政とともに解決することができるNPOとの協働を進めるとともに、小規模集落等の水問題解決に向けた取組を支援します。

次に、5ページをお開きください。

五つ目は、強靱な県土づくりと危機管理体制の充実です。

社会インフラの老朽化に適切に対処していくため、先端技術等の活用により市町村の水道基盤整備を支援します。また、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、民間活力や先端技術も活用した高度な防災・減災対策を推進します。さらに、早期避難の習慣化、個人や家庭での防災教育や啓発を強化します。

六つ目は、女性が輝く社会づくりの推進です。

大分県版地方創生を確実に進めるため、男女がともに責任を分かち合い、その個性と能力を

十分に発揮できる社会の実現を目指します。固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、女性が働きやすい環境の整備やスキルアップの支援を行います。

七つ目は、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造です。

ICT機器導入への支援など、私立学校の教育条件向上に取り組みます。また、情報化社会における青少年及び保護者等の情報モラル・リテラシーの向上や社会的自立に困難を抱える方等の相談体制の充実を図ります。

私からは以上ですが、引き続き担当課室長から重点事業等について説明します。

**河野生活環境企画課長** 資料の6ページをお開きください。生活環境企画課関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌です。

部長、審議監を除いた本庁の職員数は19名で、主な事務としては部の総合企画、組織及び定数の管理、人事及び予算の総括等に加え、交通安全対策に関する県民運動の実施、市町村の避難所運営支援などを行っています。

地方機関は、衛生環境研究センターを所管しています。職員数は29名で、主な事務は保健衛生及び環境保全に関する試験検査や調査研究、情報の収集、提供等を行っています。

次に、2の重点事業です。

(1) 優しいマナーと思いやりの運転県おおいた推進事業684万9千円です。この事業は、交通事故に遭いやすく、かつ重傷を負いやすい高齢者、自転車利用者や歩行者の交通事故を防止し、被害軽減を図ることを目的としています。

高齢者事故対策としては、身体機能の衰えの自覚を促すための体験型交通安全講座を県内全市町村で開催します。また、自転車や歩行者事故対策としては、自転車利用者のヘルメット着用や、歩行者がいる横断歩道での車の停止を促進するため、ソーシャルメディアを活用した動画配信等、効果的な広報啓発等に取り組みます。

**田崎うつくし作戦推進課長** 資料の7ページを御覧ください。うつくし作戦推進課関係について説明します。

1の組織、事務分掌です。

職員数は7名で、主な事務としておおいたうつくし作戦の推進や環境教育等による人材育成など、環境政策や環境保全に関する事業に取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1) おおいたうつくし作戦推進事業3, 156万3千円です。この事業は、美しい自然と快適な地域環境を将来の世代へ継承するため、まち・ひと・なかもづくりをテーマに、おおいたうつくし作戦を展開するものです。

おおいたうつくし推進隊と住民等の連携による環境保全活動への支援や令和6年度に開催される福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けたおもてなしの一環として、清掃活動や花の植栽に取り組むものです。

次に、(2) プラスチックごみ削減推進事業2, 488万6千円です。この事業は、プラスチックごみ対策を総合的に推進するため、県民、事業者、行政の3者で取組を展開するものです。

海洋プラスチックごみの多くは河川を通じて海に流れ込むことから、その発生源について調査するほか、県民向けの対策として3R推進キャンペーンや環境教育の一環としたペットボトル回収運動を展開します。また、事業者向けの対策として、県漁協と連携し漁業系プラスチックごみの発生を防ぐため、漁網や釣り糸などの適正処分について漁業者等へ啓発を行うものです。

**後藤脱炭素社会推進室長** 資料の8ページをお開きください。脱炭素社会推進室関係について説明します。

1の組織、事務分掌です。

職員数は7名で、主な事務として地球温暖化対策の推進に関する企画及び調整に関することや気候変動適応法の施行に関することなど、脱炭素社会に向けた事業に取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

(1) 地域気候変動対策推進事業4, 014万6千円です。この事業は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、さらなる二酸化炭素排出削減に取り組む緩和策を推進すると



もに、気候変動の影響に対する適応策を充実させるものです。

緩和策については、環境アプリエコふあみの普及や地球温暖化防止活動学生推進員の育成等による啓発の強化により、脱炭素化を進めます。また、改正地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が定める再生可能エネルギー促進区域に係る県の環境配慮基準を設定することにより、地域共生型の再生可能エネルギー導入を促進します。

**浜田自然保護推進室長** 資料の9ページを御覧ください。自然保護推進室関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は13名で、主な事務として生物多様性に関すること、温泉法の施行に関すること、ジオパーク、ユネスコエコパークの推進に関することなど、本県の豊かな自然の保全と資源の有効活用に向けた事業に取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)の「山の日」レガシー推進事業2千万4千円です。この事業は、第5回「山の日」記念全国大会を契機に豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐための取組を展開するものです。

希少野生動植物の保全活動等を行う団体に対して必要な経費を補助するとともに、くじゅう連山の登山口を周遊するバスを運行し、路上駐車削減を図り、あわせて登山者へ、くじゅう連山の縦走という新たな楽しみ方を提案します。また、本年3月に開設したWebサイトのオオイタおそと時間において、山や海、川のアクティビティ等のアウトドア情報を発信します。

次に、(2)の生物多様性保全推進事業1,382万3千円です。この事業は、豊かな自然と生態系を次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全を推進するものです。

今年度で終期を迎える生物多様性おおいた県戦略を改定し、今後の生物多様性保全の基本方針を示すとともに、絶滅の危機にあるカモシカの生息状況調査等を行い、有効な保護対策を検討します。

**木内県民生活・男女共同参画課長** 資料の10ページをお開きください。県民生活・男女共同参画課関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌です。

本庁の職員数は22名であり、地方機関である大分県消費生活・男女共同参画プラザの職員が兼務しています。事務分掌は、男女共同参画社会づくりのほか、県民の日常生活に深く関わる消費者行政に関する事務、犯罪被害者等への支援、NPO等と連携した県民活動の推進などです。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)女性が輝くおおいたづくり推進事業1,719万2千円です。この事業は、女性が活躍でき男女が共に働きやすい社会の実現を図るため、女性が輝くおおいたアクションプランに基づき、経済団体等と連携して各種取組を進めるものです。

性別役割分担意識など、無意識の思い込みであるアンコンシャス・バイアスについて、企業や家庭向けに動画等を活用した啓発を実施するとともに、男性の家事参画を促進するセミナー等を行います。

次に、(2)の消費生活安全・安心推進事業4,123万3千円です。この事業は、県民の消費生活の安全・安心の確保を図るため、オンライン講座を開催し、消費生活相談員の国家資格の取得を支援するなど、相談体制の充実やライフステージに応じた消費者教育や啓発を進めるものです。また、成年年齢の引下げに伴う若年者の消費者被害の未然防止を図るため、消費者教育コーディネーターを県内の高校に派遣し、巣立ち教育出前講座を実施するなどの啓発指導を強化します。

**松原私学振興・青少年課長** 資料の11ページを御覧ください。私学振興・青少年課関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は15名で、主な事務として私立小中高等学校への助成などの私立学校に関する事務、青少年の健全育成に係る行政の総合企画、青少年の健全な育成に関する条例や子ども・若者育

成支援推進法の施行に関する事務などに取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)私学振興費38億3,230万9千円です。この事業は、公教育の一翼を担う私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、学校経営基盤の健全性確保のため、県内に私立小中高等学校を設置する学校法人に対し運営費の一部を助成するものです。進学や就職、スポーツ、文化など各分野での特色ある私立学校づくりを支援します。

次に、(2)私立学校理工系人材育成支援事業749万2千円です。この事業は、生徒の理工系分野への興味や関心を醸成するため、身近なロールモデルである県内企業や大学で活躍する人材と接する機会を設定するものです。

次に、(3)私立高等学校授業料減免支援事業2億8,165万2千円です。この事業は、国の授業料実質無償化の対象とならない世帯を対象に、令和2年度に県独自の新たな支援制度を創設したものです。意欲ある生徒の教育を受ける機会を確保するため、私立高校生の保護者の経済的負担の軽減に取り組めます。

最後に、(4)青少年等自立支援対策推進事業5,304万9千円です。この事業は、ニートやひきこもり等社会的自立に悩みを抱える本人及びその家族を支援するため、おおいた青少年総合相談所及び子ども・若者総合相談センターやひきこもり地域支援センターの運営等を行うものです。

**若松食品・生活衛生課長** 資料の12ページをお開きください。食品・生活衛生課関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌です。

本庁の職員数は13名で、主な事務として食品の安全・安心確保対策、食育の推進、動物の愛護及び管理、理容及び美容、旅館業等の衛生対策などを行っています。地方機関の職員数は35名で、食肉衛生検査所及び動物愛護センターを所管しています。

食肉衛生検査所では、厳正かつ科学的な検査を実施し、県民に対し安全・安心な食肉の提供

に努めるとともに米国等海外への食肉輸出対策を行っています。また、動物愛護センターは大分市と共同で運営しており、職員数は13名で、そのうち大分市職員8名が併任です。ボランティアと協働し、犬や猫の譲渡会や動物愛護教育を実施するなど、人と動物が共生できる社会の実現に努めています。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)HACCPフォローアップ事業2,951万9千円です。この事業は、食の安全を確保するため、食品取扱事業者に対しHACCP(ハサップ)の導入と定着を支援するものです。導入後の実効性を担保するため、HACCP実施状況の現地確認を行うとともに、新規事業者のHACCP導入を支援するためのセミナーなどを行います。また、科学的根拠に基づいた自主管理を促進するため、干物や海藻加工品等の基準が策定されていない食品の指導基準を策定します。

次に、(2)動物愛護協働推進事業709万4千円です。この事業は、犬猫の殺処分頭数を削減するため、市町村や地域のボランティアと連携しながら不妊去勢手術を実施する、さくら猫プロジェクトや市町村で行う不妊去勢手術に対して助成を行うものです。

**北村環境保全課長** 資料の13ページを御覧ください。環境保全課関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は13名で、主な事務として生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害の規制、ダイオキシン類等の化学物質対策、水道施設の整備及び環境影響評価に係る事務などに取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)衛星画像活用水道管漏水調査支援事業9,900万円です。この事業は、衛星画像の解析により漏水が疑われる水道管の抽出を行うことで、市町村の漏水調査を支援し水道事業の基盤強化を図るものです。漏水調査は、埋設管上の路面から漏水音を聞き取るアナログな手法で行われていますが、先端技術の活用により調査範囲を絞り込むことで、効率的な漏水

管の特定や修繕につなげるものです。

次に、(2) 大気環境監視推進事業 1, 086 万 1 千円です。この事業は、大気汚染物質の適切な削減対策を講じるため、PM2.5 の成分分析等を実施するとともにアスベスト飛散防止対策を行うものです。解体工事現場への立入りでは、建材中のアスベストを迅速に検出できるアスベストアナライザーを活用するなど、調査体制を強化するとともに大気中の石綿濃度の測定体制を整備します。

**嶋崎循環社会推進課長** 資料の 14 ページをお開きください。循環社会推進課関係について説明します。

まず、1 の組織、事務分掌です。

職員数は 13 名で、主な事務として廃棄物の減量化や再資源化、適正処理の推進、不法投棄の防止、PCB 廃棄物の処理対策、海岸漂着物の回収及び処理への支援等を行っています。

次に、2 の重点事業です。

(1) 廃棄物不法投棄防止対策事業 9, 734 万円です。この事業は、不法投棄による環境汚染を防止するため、廃棄物の撤去や不法投棄の防止に取り組むものです。不法投棄防止対策の一つとして、不法投棄多発エリアに先端技術を活用した AI カメラを設置しており、リアルタイムで不法投棄の覚知や行為者等の特定を行い、早期の被害回復や再発の防止につなげていきます。

(2) 海岸漂着物地域対策推進事業 1, 241 万 9 千円です。この事業は、県と市町村が行う海岸漂着物の回収及び処理への支援のほか、県内の小学生を対象とした海ごみについての冊子を作成し、環境教育を行います。

昨年度と比較して予算額が大きく減少しているのは、国の令和 4 年度補正予算を受け入れたためで、今年度の海岸漂着物の回収及び処理に係る予算がそちらに計上されていますが、いわゆる 13 か月予算として例年と同規模の予算を確保しています。今後とも海岸における良好な景観及び環境の保全に取り組めます。

**藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長**  
資料の 15 ページを御覧ください。人権尊重

・部落差別解消推進課関係について説明します。  
まず、1 の組織、事務分掌です。

職員数は 10 名で、主な事務として部落差別問題をはじめ女性、障がい者、外国人、性的少数者など様々な人権課題について、人権尊重社会の確立を目指して、各種施策を展開します。

次に、2 の重点事業です。

まず、(1) 人権施策推進事業 865 万 9 千円です。この事業は、社会が多様化する中で発生する様々な人権課題に対処するため、人権尊重施策基本方針に基づく取組を推進するものです。

今年度は人権に関する県民意識調査を実施し、これまでの人権啓発や教育の効果を検証するとともに、調査結果を効果的な施策の検討に活用することとしています。

次に、(2) 人権啓発環境整備事業 306 万 6 千円です。この事業は、効果的かつ計画的、体系的な人権教育や啓発を行うため、人材育成や啓発教材の整備などを行うものです。

令和 5 年度は、新たに県に登録した人権啓発講師のスキルアップを目的に、実践的な講演技術を学ぶためのファシリテーター養成講座を実施します。

**後藤防災対策企画課長** 資料の 16 ページをお開きください。防災対策企画課関係について説明します。

まず、1 の組織、事務分掌です。

防災局長、防災危機管理監を除いた職員数は 16 名で、主な事務として県地域防災計画の見直しや自然災害から県民の生命、身体、財産を守るため、防災や減災に関する施策を推進しています。また、災害時には県災害対策本部等を設置し、市町村や国等の防災関係機関と連携して対応を行っています。

次に、2 の重点事業です。

まず、(1) 防災テクノロジー活用推進事業 1, 568 万 9 千円です。この事業は、頻発・激甚化する自然災害に備え、先端技術を活用した迅速な情報収集や的確な応急対策など、災害対応のさらなる高度化を図るものです。

産学官で構成する防災テック検討会の意見や

過去の大規模災害の検証等を踏まえ、衛星データの有用性の調査及び研究やドローン情報共有体制の強化に取り組みます。

次に、(2) 地域防災力強化支援事業4, 675万4千円です。この事業は、地域防災力の強化に向けた基盤作りや地域に根ざした防災活動を促進するものです。防災活動の要となる防災士の養成やスキルアップ研修を行うほか、早期避難のためのタイムラインの普及、住民や福祉施設の避難訓練の支援に取り組みます。

**小野危機管理室長** 資料の17ページを御覧ください。危機管理室関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は、危機対策監を含めて10名で、主な事務として国民保護対策や原子力災害対策、大規模火災、事故等の危機管理事案の対応を行っています。

次に、2の重点事業です。

(1)の国民保護対策事業281万5千円です。この事業は、万一の武力攻撃やテロ攻撃が発生した場合に備え、関係機関相互の情報連絡や機能確認、連携強化などの対処能力向上を目的に、国と共同で国民保護訓練を実施するものです。令和5年度は、大分市で事案が発生したことを想定し、図上訓練を行う予定にしています。

**姫野消防保安室長** 資料の18ページをお開きください。消防保安室関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌です。

本庁の職員数は、豊後大野市の県央飛行場に常駐している防災航空隊を含めて20名で、主な事務としては消防に関する市町村相互の連絡調整に関する業務をはじめ、火薬類の取締、高圧ガスの保安、石油コンビナートの防災に関する業務などを行っています。地方機関は大分県消防学校を所管しています。職員数は9名で、県内の消防職員、消防団員、消防関係者の教育訓練を行っています。

次に、2の重点事業です。

(2)の高機能消防指令センター共同整備支援事業132万9千円です。この事業は、県内14消防本部が県全域の119番通報を一元的

に処理する高機能消防指令センターの共同整備を支援するものです。令和6年度からの運用開始を目指し、大分市消防局を中心に取組が進められています。また、県防災センターとの情報連携による全県エリアの災害情報等の早期覚知及び動態管理情報の共有化等を確立するものです。

**今吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、意見などはありませんか。

**猿渡委員** 県民の関心が高く幅広い分野にわたる仕事で、本当にお疲れ様です。

まず男女共同参画の関係です。最初に部長が説明された女性が輝く社会づくりの推進のところで、男女が共に責任を分かち合いと説明がありましたが、LGBTの方への配慮とか、そういう多様な性について幅広く知られるようになって、そこへの関心が高まっています。私は男女という表現ではなく、性別を問わずなどの表現が望ましいと思っています。性別は二つに分けられるものではなく、多様だという認識の下で行政は取り組まなければならないと思います。

2点目は市町村の仕事になるかもしれませんが、別府市の場合は交通安全指導員が学校がある日に学校の前に立って指導されています。大変長く取り組んでいる方も多く、高齢化が進んでおり、いろんな分野でもそうですが、なかなか後継者ができない状況だと思います。人材不足のため、ほとんどボランティアで大変だと思いますが、報酬の状況や人材が確保できているのかを少し教えてください。

それから動物愛護の関係です。市町村の不妊去勢手術の補助がありますが、これは不足していると思います。すぐに使い尽くしてしまって、ボランティアが私財を投じて取り組んでいる状況です。これは増額を求めてきた経緯がありますが、その際、全ての市町村での実施に向けて取り組みたいという答弁だったと思います。その辺の状況がどうなっているかを教えてください。

**木内県民生活・男女共同参画課長** 最初にいただいた質問で、女性が輝く社会づくりの件につ

いてお答えします。

ここの男女と書いて事業を進めているのは、もともと国の男女共同参画社会基本法に基づいて事業を進めているため、まだまだ男性と女性の中で不平等感があったり、男女の管理職の登用率に格差などがあるので、そういったところをしっかりと埋めていくために取り組んでいます。

委員御指摘のLGBTについても非常に重要な問題だと捉えていて、現在の男女共同参画プランの中でも、誰もが自分の性的指向や性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、教育啓発、相談体制の充実に努めることをうたっていて、そこについてもしっかりと取り組んでいくこととしています。

**藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長**

性的少数者の観点——多様性を認め合う社会づくりは非常に大事な観点だと思っていて、また、性的少数者の問題は当事者だけではなく、全ての人に関する人権の課題と捉えているので、理解啓発に努めたいと考えています。

**河野生活環境企画課長** 交通指導員の件です。

交通指導員については、市町村長の委嘱によって児童、園児の保護や誘導、一般歩行者と運転者に対する指導、それから、各種会合とか集会等での交通安全教室、あとは職場や家庭等を訪問しての指導などを行っていただいています。令和4年の時点で、全県で545人いると把握しています。ただ、うち300人が70歳以上で、年配者のおかげで成り立っていると言えると思います。

報酬ですが、各市町村によって状況が異なっていて、年額の報酬平均が6万5千円程度、別府市は10万円と把握しています。県としては、5年を経過するごとに県知事の感謝状を贈呈し、支援することで対応しています。

**若松食品・生活衛生課長** 御質問のあった市町村の不妊去勢手術の県補助ですが、猫の手術は雄と雌でちょっと料金が違います。1万円から2万円ほどかかりますが、それを県と市で半分ずつ補助する制度になっていて、県としては補助の上限を5千円に設定して実施しています。

実際は別府市、竹田市、今年はあと日出町でこの補助制度を作っていただきました。なかなか市町村の取組が進んでいないところがあるので、県としては呼びかけをして、一緒になって猫の去勢手術を行い、野良猫等を減らす取組を進めていきたいと思います。

**猿渡委員** 交通指導員は、雨の日も暑い日も子どもたちや市民の安全のために非常に苦勞されています。市町村だけでなく、県からの補助はないのか教えてください。

**河野生活環境企画課長** 報酬については現在各市町村で対応していただいています。県としてどういうことができるかについては、いろいろな状況等を調査し、現状を把握していくことで対応したいと思います。

**猿渡委員** 今後努力いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**嶋副委員長** 来年は大分県で全国豊かな海づくり大会が開催されます。もちろんこの大会の目的は漁業の振興、水産振興ですが、大分県の豊かな自然環境、海や川を守っていく、環境保全の重要性を訴えていくことも大きな目的だと思います。

そういう中で、生活環境部のうつくし作戦推進課の新規事業とか、循環社会推進課等で海の環境に関わる取組をしていますが、生活環境部としてこの全国豊かな海づくり大会にどのように関わっていくのか。実行委員会が組織されているようですが、どのように関わっていくのかを教えてください。

**嶋崎循環社会推進課長** 廃棄物の問題として捉えてみるとプラスチックごみ対策が大きな問題としてあるので、陸域由来対策と海由来対策と大きく二つに分けて取り組んでいきたいと考えています。

陸域由来対策としては、プラスチックごみの8割は陸域由来であることが分かっているので、その対策を進めるために今年度、海洋プラスチックごみの発生源調査を行います。その発生源調査を行った後、プラスチックごみがどこに多くあるのかというホットスポットを把握した上で、県民に分かりやすくどのようにしたらプラ

スチックごみが減るのか、どのようにしたらプラスチックごみを効果的に回収できるかをPRしていきたいと考えています。

もう一つの漁業系の海ごみ対策についてですが、漁港は二十数か所ありますが、そこから廃棄物が出ないようなパトロールを県漁協に委託して実施したいと考えています。また、それに加えて釣り客とか漁業客のごみがやっぱり多いので、それらを廃棄したり捨てないように啓発に取り組みながら、豊かな海づくり大会を盛り上げていきたいと考えています。

**高橋生活環境部長** 嶋副委員長が今おっしゃったとおり、我々はうつくし作戦推進隊として約230の団体があり、地道に活動しています。例えば、海ごみのクリーンアップなど海に限らずごみ拾いを行ったり、そういった機運の醸成と啓発も含めて常時やっていますが、2024年は特にデスティネーションキャンペーンや海づくり大会もあるので、より一層しっかりやっていきたいと考えています。それからもう一つ、今申したようにプラスチックごみの対策もまた肉付け予算で少し考えていきたいと思っていて、新しい取組も含めてやっていきたいと思えます。

それから、国がやっている30by30（サーティ・バイ・サーティ）という取組があって、ネイチャーポジティブに向けて——生物多様性が絶滅しないよう、例えば、海の動植物や魚類を増やしていく取組にも我々は協賛してやっているの、そういったことも含めてしっかり取り組んでいきたいと考えています。

**嶋副委員長** この大会では農林水産部はもちろんですが、生活環境部が中心的な役割をぜひ担っていただきたいと思っています。

さきほどお尋ねした実行委員会なるものには生活環境部からどなたか参加していますか。

**高橋生活環境部長** 審議監が参加していると思います。（「まだ」と言う者あり）まだ今年度は顔合わせをしていないようですが、いずれお呼びがかかると思っています。

**島田審議監** いずれにしても、生活環境部の取組の視点をしっかり持って実行委員会に臨みたいと思っています。

**嶋副委員長** デスティネーションキャンペーンも大事ですが、この大会も大事ですので。

**島田審議監** 分かりました。しっかり取り組みます。

**穴見委員** 高機能消防指令センター共同整備支援事業の件ですが、これは大分市でもいろんな議論が交わされていて、良いとか悪いとかは抜きにして一番出たのが、大分市や大分市消防局にいろいろ負担がかかるのではないかという話でした。そんなことがないように進めるという話でしたが、県、大分市、大分市消防局とのすみ分けを具体的に教えていただけたらと思います。

**姫野消防保安室長** 高機能消防指令センターについては、大分市に整備運営を委託することで今準備が進んでいます。

県の支援としては、整備費には緊急防災・減災事業債を充当しますが、交付税措置された残りについては、2分の1を補助する財政的な支援をはじめとして、各14消防本部、市町村との調整をしています。

**岡本理事兼防災局長** 若干繰り返しになりますが、大分市が主体となってやっています。当然最初のイニシャルコストの分と今後のランニングコスト等も含めて、それぞれの市町村間で利害関係が生じるので、そういった中に県が入って調整するのが役割です。

**吉村（尚）委員** 地域の防災力について伺いますが、防災士の資格取得とか自主防災組織を確立していく中で、これは福祉関係になりますが、最近で言えばタイムラインを作っているとか、要配慮者の避難計画として進められているように思います。私も数年前に防災士の資格を取得しましたが、具体的になかなか防災士としての活動が自分の中でも十分できていないなど。多分こういう方は多いと思うし、自主防災組織を地域の中で作ったとしても、組織率としてはそれぞれの市町村の中で九十数%という状況もあるのでしょうか、実働しているのかと言うとなかなかそうはなっていない悩ましい現状があると思います。

そういう中で、これから激甚化、頻発化する

災害に対応する中での地域の役割は大きいと思っています。自助、共助、公助という中で、もちろん公助がある前提にはなりますが、自助と共助が非常に役割として大きいだろうと思います。その辺をどう市町村なり、地域なりに指導、支援していくのか。これがなかなかうまく展開できていないことが実感としてあるので、その辺をまず伺いたいと思います。

**後藤防災対策企画課長** 地域の防災力の強化については、防災士を中心とした地域のコミュニティを形成して、そこを中心に行っています。最近までコロナの影響等もあって、なかなか訓練ができなかったですが、少しずつ訓練は活性化してきています。今まで、地区の自主防災組織が中心でしたので、私どももこの組織を中心にやる方針は変えていません。

しかし委員御指摘のとおり、地域のコミュニティの中でそれがうまく前に進むのかという御指摘もあるので、今年は大学生や高校生の意見も入れて、地域の座談会を設けて新たな取組にも挑戦しています。

一方で、地域の防災活動の中心はやはり自治会や地域の防災組織なので、市町村と一緒にしながら、ここはしっかりとマイタイムラインや地域の地区タイムラインを作ったので、これを横展開で広げていく活動に力を入れていきたいと思っています。

**吉村（尚）委員** この防災活動を通じて地域のコミュニティ作りにつながっていくのだろうと思います。そのことを地域の中でお互いに確認するとき、高齢者、障がい者、最近では地域の中で外国人も多く居住するようになってきているので、そういう人達を巻き込んで防災活動の中での日頃からの交流を通じて、地域のコミュニティ作りにつなげられたらと思うので、そんなところを視点に置きながら進めていただければと思います。

**志村委員** 地域における課題として産業廃棄物の処分場のことですが、この窓口は保健所と聞いていて、今業務をやっているわけですね。

ただ、本来は循環社会推進課とか、あるいは環境保全課の仕事が中心ではないかと思っています。

さらに熱海の事故を受けて土木建築部もこれに関係してくることから、どういう連携を取っているのか教えてください。

**嶋崎循環社会推進課長** 産業廃棄物の最終処分場の建設とか設置に関わることは、最初は保健所が窓口となっていますが、実際は県庁の循環社会推進課にまずは相談に来てくださいとしています。申請の窓口は保健所になっていますが、事前相談とかを当然受けなければ事が進まないもので、例えば条例に基づく手続やそれに基づく手続上のミニアセスとか、その辺については必要に応じて環境保全課とも連携しながらやっています。

**志村委員** 土木建築部との連携についてはどうですか。

**嶋崎循環社会推進課長** うちの課は土木建築部から来ている職員がいて、最終処分場の担当をしています。当然最終処分場の建設にあたっては、安定計算とかを見ないといけないので、そういう職員が見て確認している状況です。

**志村委員** 状況はよく分かりましたが、本来の業務は専門的であるべきだと思います。福祉保健企画課の事務分掌の中には、実は産業廃棄物処分場のことは何も書いていません。

今言ったように、保健所は窓口だけで実際は我々がやるのだということであれば、私は各振興局にその窓口を置いて手続をすることを考えないと、保健所の現場では全く専門ではない薬剤師が受け付けたりしているんです。（「そうです」と言う者あり）

ですから、そこは改善する余地があると思っています。本課や土木建築部が多岐にわたって連携するのであれば、振興局がこの窓口を担った方が良いのではないかと思います。

**嶋崎循環社会推進課長** そういう御意見は承りますが、実際は最終処分場が出来る段階と出来た後の段階でいろんな苦情などがあるので、それらは薬剤師、科学職、あるいは獣医師を環境衛生指導員として任命して指導しているので、専門職なんですね。ですから、最終処分場の安定計算とかに、例えば審査の段階で土木的な技術の観点が必要などところがあるので、それは本

庁の職員が今1人いますが、その者が一手に引き受けている状況です。

**志村委員** 現場ではそうではないんですよ。申請する人も申請を受ける人も現実みんな迷っています。ですから、そこは庁内でよく協議をいただきながら、ベターな方法を考えていただきたいと思っています。

**高橋生活環境部長** いろいろな御意見ありがとうございます。御意見はしっかり受け止め、現場の意見も確認しながら、どうあるべきかを検討させていただきたいと思います。

**今吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

**吉村（哲）委員外議員** では、1点だけお願いします。

6ページの生活環境企画課の重点事業について伺います。

ヘルメットの着用促進や横断歩道での車の停止率向上と書かれています。ここに関して、もう複数年にわたって継続されているので、当然成果は出ていると思いますが、現状をどのように捉えられているのかを教えてください。

**河野生活環境企画課長** まず、ヘルメットの着用です。ヘルメットの着用については、この4月1日から道路交通法が改正されて努力義務になったので、チラシ、ポスター、のぼり旗、あるいは動画の作成などで啓発活動をしっかり行っていきたいと思っています。

また、中高生を中心とした啓発活動も行っていくようにしています。特にイラスト対応した中高生向けのテキストとか、啓発用のDVD等も作成したいと考えていて、そういったものを中心にヘルメットはかなり着用していると認識しているので、さきほども話にあった横断歩道での一旦停止とか交通事故防止のための啓発活動をしっかりやっていきたいと思っています。

**吉村（哲）委員外議員** また、道路環境で言えばどうしても土木建築部との連携が必要かなと思っています。横断歩道は街路樹で見えないの

で、止まりづらい案件も確かにあります。そういった部分は土木建築部ともしっかり連携していただきたいと思うし、私がよく見かけるのは、高校生等のヘルメットの着用は確かに増えてきたと思う反面、イヤホンを付けたままなのが非常に気になります。自転車の死亡事故とか悲しいことにつながらないように先手先手をお願いできればと思うので、よろしくお願いします。

**志村委員** ヘルメットで今思い出しましたが、臼杵市は駅前に10台自転車を置いています。臼杵市観光交流プラザにも10台ぐらい置いています。これはボランティアの団体が任意で寄附した物です。外国人は臼杵石仏まで3、4キロメートルを自転車で行くんですね。法律ではヘルメットを着用することになっていますが、当然観光客、特に外国人は持っていませんよ。せめて観光地における自転車については、県でモデル的にヘルメットを用意してみたらどうですか。

**河野生活環境企画課長** 貴重な御意見をありがとうございます。

御意見を踏まえて、どういったことができるのか関係部局と検討していければと思っています。

**志村委員** できるできないではなくて、できるように協議するとかもう少し違う言い方がありませんか。外国人は本当に自転車を利用するんですよ。

**今吉委員長** 一度臼杵市を見に行ってください。

**河野生活環境企画課長** 実情を調査してきます。

**今吉委員長** 後でちゃんと報告してください。

それでは、ほかに質疑もないのでこれをもって、令和5年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

①と②の報告をお願いします。

**高橋生活環境部長** 資料の19ページをお開きください。

今年度、生活環境部において策定及び改定を行う予定の条例や計画について説明します。

まず、条例については上段の表に記載してい



るとおり対象は2本あります。

番号1については、法律の改正にあわせ関係条例の一部改正を行うもので、番号2は行財政改革アクションプランにより決定された長者原園地の移譲に伴い、当該条例を廃止するものです。

次に、計画については4本あります。

番号1については、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、県の温室効果ガスの排出削減目標等を見直すものです。本計画の見直しについては昨年度から取り組んでおり、庁内関係部局だけでなく、企業や外部有識者等の意見も取り入れ、幅広く議論し進めています。番号2及び3は、上位計画である国の計画の見直しに伴い県計画の見直しを行うものです。番号4は、現行計画が終期を迎えるため次期計画の策定を行うものです。

今後、表の右端にあるスケジュールに沿って作業を進めます。適宜、その概要等を本委員会にて委員の皆様へ報告するので、よろしくお願ひします。

**松原私学振興・青少年課長** 資料の20ページをお開きください。

今年度実施する第44回大分県少年の船運航事業について説明します。

目的と概要についてですが、この事業は青少年の育成に向け、学校や家庭では体験できない異文化及び自然体験、異年齢との集団生活を通じて、社会性を養いながら生きる力を育むことを目的としています。

事業開始の昭和55年から令和4年度までの43年間で、参加者は延べ2万6千人以上となり、青少年育成の中核事業の一つとして定着しています。これまで参加した子どもたちは、本事業を機に学校や地域の様々な場においてリーダー性を発揮し、青少年団体の指導や地域社会貢献活動に取り組む人材となり活躍しています。

今年度の方針ですが、これまで利用していた船舶運航事業者が客船事業を終了したため、代替業者の検討をしましたが、日程や予算面で船舶の確保ができませんでした。そこで、現地活動を船舶研修より1日多く確保でき、研修内容

を充実させたプログラムとして、大分県少年の翼を実施します。

事業内容についてですが、沖縄県恩納村の研修施設に宿泊し、8月5日から8日までの3泊4日の行程で、小学生団員、中高生の班長と副班長、青年リーダー及びスタッフなど総勢285名が参加します。参加者については、小学生団員は抽選を行い、中高生班長と副班長は選考を行いました。過去10年で最多の応募があり、本事業への期待度が増していると実感しています。主な研修内容は、珊瑚礁観察などの海洋研修、班別散策のほか、現地の子どもたちとの交流会等を予定しています。

**今吉委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 別に質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 別にないので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時08分再開

**今吉委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより福祉保健部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもあるので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**今吉委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

**今吉委員長** また、本日は委員外議員として吉村議員に出席いただいています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の吉良君です。（起立挨拶）

政策調査課の甲斐君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔工藤福祉保健部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**今吉委員長** それでは、福祉保健部関係の令和5年度行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**工藤福祉保健部長** それでは、お手元の福祉保健生活環境委員会資料の2ページを御覧ください。

まず、福祉保健部の組織及び予算の総括的事項について、私から御説明します。

初めに、組織についてです。

まず本庁ですが、2ページから3ページにかけて記載のとおり、福祉保健企画課から障害者社会参加推進室までの9課3室で構成しています。

次に地方機関ですが、福祉保健企画課において保健所6か所、保健部3か所を所管しています。こども・家庭支援課では、二豊学園やこども・女性相談支援センター、中津児童相談所を所管しています。また、障害福祉課ではこころとからだの相談支援センターを所管しています。このうち、こども・女性相談支援センターでは、大分市事案を担当する城崎分室を令和4年4月に設置し、大分市との連携を強化することで、児童虐待対応力のさらなる向上を図ります。

次に職員数についてですが、本庁が258名、地方機関が428名、総数で686名となっており、前年度対比では25名の増となっています。

これは、虐待相談対応件数の増加や昨年度中津児童相談所管内で発生した児童死亡事案などを踏まえ、児童虐待への対応力を強化するため、児童福祉司等を13名増員したことなどによるものです。

その下の（2）県立施設ですが、大分県社会福祉介護研修センターほか記載の4施設について、指定管理者制度により県社会福祉協議会などに運営を委託しています。

次に、4ページを御覧ください。

本年度の福祉保健部の予算について説明します。

まず（1）一般会計ですが、表の左側、福祉保健部①の計欄のとおり、総額は1,374億1,735万1千円です。これは今後予定している肉付け補正予算を待たずして、福祉保健部として過去最大の当初予算額の規模となっています。これを右から3列目の4年度当初予算額（B）欄と比較すると、その右にある前年度対比で66億7,520万5千円、率にして5.1%の増となっています。

この増の主な要因は、新型コロナ対策として5類移行後も引き続き県民の生命と健康を守ることを第一に、備えに万全を期すため、十分な予算を計上したことや高齢化の進展に伴う医療費の増など、いわゆる扶助費の増加などが挙げられます。

次に、5ページを御覧ください。

（2）特別会計についてです。当部所管の国民健康保険事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計等について1,173億8,629万3千円を計上しています。

次に、6ページをお開きください。

令和5年度当初予算のポイントについて説明します。

一つ目は子育て満足度日本一の実現です。出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援を充実するとともに、児童虐待の未然防止やヤングケアラー対策等のきめ細かな支援を講じます。

二つ目の健康寿命日本一の実現では、県民総ぐるみによる健康づくり運動の推進やライフステージごとの特性に応じた歯科口腔保健対策の充実等により、男女とも健康寿命日本一を目指します。

次に、7ページを御覧ください。

三つ目の障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現では、障がい者の一般就労促進等に取り組みます。

四つ目の多様な主体による地域社会の再構築では、複雑で多様化する地域課題に対応できる

包括的支援体制の構築等に取り組みます。

五つ目の新型コロナウイルス感染症対策と危機管理体制の充実では、新型コロナの5類移行後も外来・入院医療機関の拡大やワクチン接種の推進に取り組むとともに、高齢者などの災害時要配慮者の早期避難に向けた仕組み作りに取り組みます。

以上で私からの説明を終わりますが、具体的な事業の内容等については、それぞれの担当課室長から説明します。

**渡邊福祉保健企画課長** 8ページを御覧ください。福祉保健企画課関係について説明します。

まず、1の組織、事務分掌の組織についてですが、当課は総務班以下四つの班で構成されており、本庁の職員数は部長、理事及び審議監を含め計28名となっています。また、当課が所管する地方機関は、東部保健所など6保健所3保健部であり、職員数は251名となっています。

次に事務分掌ですが、表の右側にあるように24項目あり、主なものは(4)及び(5)の部全体に係る組織、人事、予算に関すること、(10)の地域保健法、(18)の災害救助法の施行に関すること、(20)の地域福祉計画に関することなどです。

次に、9ページを御覧ください。

2の課・室の予算についてです。当課の令和5年度当初予算額は、保護・監査指導室分を含め、左から2列目の(A)欄にあるように56億2,373万4千円となっています。これを前年度と比較すると、一番右端の前年度対比欄にあるとおり2億5,528万4千円、率にして4.8%の増となっています。増加の主な要因は、社会福祉施設等新型コロナウイルス感染症支援事業費の増額等によるものです。

続いて、3の重点事業について説明します。

まず、1の地域共生社会構築推進事業費9,879万1千円です。この事業は、誰もが共に支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複合的な課題等に対応できる体制の構築やバリアフリーの推進などに取り組むものです。

二つ目の二重マルの包括的支援体制構築の推進では、複雑多様化する住民ニーズ等に対応する相談支援体制の構築を推進する人材を育成するとともに、大分大学を事務局とする実務者ネットワークを構築し、市町村等に実践的かつ専門的な支援を行います。

一番下の二重マルのユニバーサルデザインの推進では、バリアフリーマップのリニューアルや、企業や団体等に対してバリアフリー研修を実施します。

次に、10ページを御覧ください。

2の災害時要配慮者支援事業費1,969万2千円です。この事業は、災害時における要配慮者の安全・安心を確保するため、市町村が行う避難行動要支援者個別避難計画の作成を支援するとともに、災害時における支援体制の強化に取り組むものです。

一つ目の二重マルの避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の促進では、計画の一層の作成促進に向け、要支援者と地域等との調整を担うなど、県内全域でコーディネート活動を行う人材を新たに配置するほか、未作成者に対する説明ツールとして、個別避難計画の意義等を分かりやすく理解できる動画を作成します。

**土師保護・監査指導室長** 11ページを御覧ください。保護・監査指導室関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は保護班以下四つの班で構成され、職員数は15名となっています。

次に、事務分掌は9項目で、主なものは(1)の生活保護法の施行に関すること、(4)の社会福祉法人や社会福祉施設等の指導監査に関することなどです。

次に、12ページを御覧ください。

2の重点事業について説明します。

生活保護費14億39万8千円です。この事業は、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障し、その自立を支援するものです。

一つ目の二重マルの扶助費は、県が実施主体となる4町村の保護費を支弁するものであり、二つ目の二重マルの生活保護費県費負担金は、

居住地がない又は明らかでない被保護者に係る各市の支弁額の4分の1を負担するものです。

**三好医療政策課長** 13ページを御覧ください。医療政策課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は医務班以下五つの班で構成され、職員数は県立看護科学大学への業務援助職員、県立病院に研修医として勤務する自治医科大学卒業医師及び地域医療確保のため市町村に派遣している医師をあわせて55名となっています。

次に、事務分掌ですが29項目あり、主なものは、(2)の医療法、(8)の保健師助産師看護師法の施行に関する事、(21)の救急医療や(24)の在宅医療、(25)の地域医療の確保に関する事などです。

続いて14ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。

当課の令和5年度の当初予算額は、薬務室分を含め297億1,823万5千円となっており、前年度と比較すると30億5,094万2千円、11.4%の増となっています。これは、新型コロナウイルス感染症療養体制確保事業費の増額などによるものです。

次に、3の重点事業について説明します。

1医療機関の働き方改革推進事業費1,796万5千円です。この事業は、労働時間の短縮と質の高い医療の両立を図るため、看護師等へのタスクシフトなど働き方改革に意欲的に取り組む医療機関を支援するものです。

具体的には、一つ目の二重マルにあるように、働きたい医療機関認証制度(仮称)を創設し、就労環境等の改善や人材育成につながる医療機関の取組を評価し認証を付与します。

また、二つ目の二重マルでは、タスクシフト等を促進するため、ナースプラクティショナーや特定行為看護師を養成する医療機関に対し、代替看護師の件費や研修受講料を助成します。

次に、2循環器病対策推進事業費1,021万円です。この事業は、健康寿命の延伸を図るため、主要な死亡原因である脳血管疾患や心疾患などの循環器病対策の充実を図るものです。

一つ目の二重マルの脳卒中对策推進事業では、

脳卒中患者の予後の改善を図るため、迅速な搬送体制の構築など、より早期に適切な治療につなげる方策を検討するとともに、患者が安心して治療やリハビリを行えるように相談体制の強化を図ります。

二つ目の二重マルの心不全対策推進事業では、心不全手帳等を活用し、患者指導の標準化を図るとともに、医療職や介護職を対象とした研修を実施します。

15ページを御覧ください。

3新型コロナウイルス感染症療養体制確保事業費216億5,006万6千円です。この事業は、感染症患者の入院治療等を速やかに開始するため、あらかじめ受入れ医療機関等の病床や宿泊療養施設を確保するとともに、医療従事者の負担軽減に向けた取組を支援するものです。

一つ目の二重マルの入院受入医療機関の空床確保に対する助成や、二つ目の二重マルの宿泊療養施設の確保などに要する経費の年間所要額を計上しています。

なお、新型コロナウイルスの5類見直しに伴い、国の財政支援に関する方針変更により不用となる予算については、執行を留保することとしています。

**山本薬務室長** 16ページを御覧ください。薬務室関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室の職員数は7名となっています。

次に、事務分掌ですが13項目あり、主なものは(1)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、(9)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事などです。

次に、17ページを御覧ください。

2の重点事業について説明します。

1献血推進事業費471万6千円です。この事業は、安定的・継続的な血液の供給を図るため、献血思想の普及や適正な輸血を目的とする協議会の運営、若年層を中心とする献血啓発活動等を行います。

二つ目の二重マルの大学生等に対する普及啓発では、学生ボランティアが組織する大分県学

生献血推進協議会が行う啓発活動等を支援します。

また、三つ目の二重マルの高校生に対する普及啓発では、学校薬剤師による献血講座を推進するほか、高校生ボランティアが行う啓発活動等を支援します。

**阿部健康づくり支援課長** 18ページを御覧ください。健康づくり支援課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は管理・疾病対策班以下三つの班で構成され、職員数は19名となっています。

次に、事務分掌ですが23項目あり、主なものは、(3)歯科保健に関すること、(4)健康増進法、(14)がん登録等の推進に関する法律、(15)難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関することなどです。

次に、19ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。

当課の令和5年度当初予算額は33億2,251万5千円となっており、前年度と比較すると1億4,880万3千円、率にすると4.3%の減となっています。

次に、3の重点事業について説明します。

1みんなで進める健康づくり事業費2,276万7千円です。この事業は、健康寿命の延伸を図るため、健康づくりに対する県民意識の醸成に向けた県民運動を展開するとともに、健康経営に取り組む事業所の拡大等により、働く世代の心身の健康づくりを支援するものです。

二つ目の二重マルおおいた食の環境整備事業では、小売・流通業者等で構成するうま塩もっと野菜部会を開催し、スーパー等と連携したうま塩弁当普及運動等を開催します。また、簡便に推定野菜摂取量をチェックできる機器を活用したキャンペーンを開催するなど、うま塩もっと野菜プロジェクトを推進します。

また、一番下の二重マルおおいた健康ポイントの推進では、おおいた歩得(あるとっく)の活用促進のため、利便性向上のための機能追加を行います。

次に、20ページを御覧ください。

2歯科口腔保健推進事業費1,981万2千円です。この事業は、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するため、乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージの特性に応じた全世代の歯科口腔保健対策を実施するものです。

一つ目の二重マルでは、健康づくり支援課内に歯科医師と歯科衛生士を配置した大分県口腔保健支援センターを4月から設置し、歯科口腔保健対策の強化に取り組んでいます。

四つ目の二重マルの成人期歯科保健推進事業では、働く世代への定期的な歯科健診の動機付けを図るため、健康経営事業所等の経営者向け研修会や歯周病に関する出前講座等を実施します。

**池邊感染症対策課長** 21ページを御覧ください。感染症対策課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は企画・広報班以下四つの班で構成され、職員数は22名となっています。

次に、事務分掌ですが5項目あり、主なものは(2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること、(3)予防接種法の施行に関すること、(5)新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関することなどです。

次に、22ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。

当課の令和5年度当初予算額は49億6,642万1千円となっており、前年度と比較すると6億2,945万5千円、率にすると14.5%の増となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額などによるものです。

次に、3の重点事業について説明します。

1新型コロナウイルス感染症対策事業費34億8,993万6千円及び23ページの2ワクチン接種体制緊急強化事業費11億2,918万2千円についてです。

これらは、新型コロナ対策の事業ですが、県民の生命や健康を守ることを第一に、令和4年度と同様の大きな感染の波が発生した場合に備えて、検査体制や相談体制の整備、医療費やワ

クチン接種の公費負担などに必要となる年間所要額を計上しています。

なお、5類見直しに伴い、公費負担等の制度変更が行われることにより不用となる予算については、執行を留保することとしています。

**一丸国保医療課長** 24ページを御覧ください。国保医療課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は国保運営指導班と保険医療指導班の2班で構成され、職員数は12名となっています。

次に、事務分掌ですが6項目あり、主なものは、(1)の国民健康保険事業の運営に関する事、(3)の保険医療機関等の保険診療の指導監督に関する事、(6)の高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事などです。

次に、25ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。

当課の令和5年度当初予算額は330億1,940万1千円となっており、前年度と比較すると11億4,709万9千円、率にすると3.6%の増となっています。これは、主に後期高齢者の増加に伴う医療費の増などによるものです。

次に、3の重点事業について説明します。

1糖尿病性腎症重症化予防推進事業費1,169万6千円です。この事業は、糖尿病性腎症の重症化による人工透析治療の導入を回避するため、腎症の早期段階で集中的な治療や個別支援を行うための支援体制を強化するものです。

一つ目の二重マルにある大分大学医学部附属病院の糖尿病性腎症重症化予防専門外来への支援等を行うとともに、二つ目の二重丸にあるハイリスク者の行動変容を促すための受診勧奨等のアプローチ強化に取り組みます。

**渡邊高齢者福祉課長** 26ページを御覧ください。

高齢者福祉課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は長寿・援護班以下四つの班で構成され、職員数は27名となっています。

次に、事務分掌ですが17項目あり、主なものは(1)老人福祉法、(5)介護保険法の施

行に関する事、及び(9)戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事などです。

次に、27ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。

当課の令和5年度当初予算額は205億6,350万5千円となっており、前年度と比較すると7,209万8千円、率にすると0.3%の減となっています。

次に、3の重点事業について説明します。

1地域介護予防活動推進事業費987万5千円です。この事業は、要介護状態への移行や悪化を防止するため、市町村が行う住民主体の介護予防活動を支援するものです。

二つ目の二重マルのオンライン通いの場の普及促進では、地域におけるオンライン通いの場相互の交流促進を図るとともに、オンライン通いの場の運営をサポートする人材であるオンラインサポーター養成講座を開催します。

次に、28ページを御覧ください。

2介護現場革新推進事業費2億1,598万4千円です。この事業は、介護従事者の身体的精神的負担を軽減し、介護現場の業務効率化やサービスの質の向上を図るため、ICT化やノーリフティングケア及び介護ロボットの導入などに取り組む事業所を支援するものです。

三つ目の二重マルの介護ロボット導入への助成では、今年度は入所型介護施設への導入を一層推進するため、助成枠を拡充しています。また、その下の二重マルでは、介護ロボットやICT機器等の導入支援を行うアドバイザーを増員し、伴走型支援の充実を図ります。

**今井こども未来課長** 29ページを御覧ください。こども未来課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課はこども企画班以下4班23名の体制となっています。

次に、事務分掌ですが15項目あり、主なものとして(1)児童福祉法、(10)子ども・子育て支援法、(12)母子保健法に関する事などです。

次に、30ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。

当課の令和5年度当初予算額は173億4,682万8千円となっており、前年度と比較すると8億5,751万2千円、率にすると5.2%の増となっています。これは、伴走型出産・子育て応援事業の創設等によるものです。

続いて、3の重点事業について説明します。

まず、1おおいた出会い応援事業費3,944万1千円です。この事業は、若者の結婚の希望を後押しするため、出会いサポートセンターを運営するなど、出会いの場づくりを総合的に実施するものです。

一つ目の二重マルにあるとおり、出会いサポートセンターでは、結婚を希望する若者を対象にした会員制による1対1のお見合いを実施しており、令和4年度末までに156組が成婚しました。

一方で、利用者からは「一人で臨むお見合いはなかなか勇気がある」といった声もあることから、今年度は新たに二つ目の二重マルにある企業と連携した婚活イベント等を開催し、職場の同僚等と気軽に婚活に臨める場を提供することとしています。

次に、2伴走型出産・子育て応援事業費10億2,738万8千円です。この事業は、全ての妊産婦や子育て世帯が安心して出産や子育てができる環境を整備するため、妊娠届出時から伴走型相談支援の充実、妊娠・出産を届け出た妊産婦や子育て世帯へ経済的支援を行うものです。

一つ目の二重マルにある出産・子育て応援給付金については、妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円、出生届出時に新生児1人当たり5万円を市町村においてそれぞれ給付します。

二つ目の二重マルにある伴走型相談支援については、各市町村において全ての妊婦や子育て世帯を対象に、出産や育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、両親学級や一時預かり等の必要な支援につなぐなど、伴走型による切れ目ない相談支援に取り組むものです。

次に、31ページをお開きください。

3不妊治療費助成事業費3,915万4千円

です。この事業は、不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療のうち保険適用治療とあわせて行った先進医療に要する経費について、市町村と連携して自己負担がおおむね3割となるよう助成するとともに、不妊や不育を心配する夫婦の早期の検査受診を促すため、検査費用を助成するものです。

**隅田子ども・家庭支援課長** 32ページを御覧ください。子ども・家庭支援課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は家庭支援班以下二つの班で構成され、本庁の職員は14名となっています。また、当課が所管する地方機関は二豊学園以下6機関あり、その職員数は149名となっています。149名には、昨年度中津児童相談所管内で発生した児童死亡事案等を踏まえて増員した児童福祉司等13名を含んでいます。中央児童相談所では昨年度、大分市事案を担当する城崎分室を設置し、大分市との連携を強化しています。

次に、事務分掌ですが12項目あり、主なものは(1)児童福祉法、(5)母子及び父子並びに寡婦福祉法、(8)児童虐待の防止等に関する法律の施行に関することなどです。

次に、33ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。

当課の令和5年度当初予算額は53億6,755万円となっており、前年度と比較すると2億432万4千円、率にすると4.0%の増となっています。これは、主に児童養護施設などに対して支出する児童措置費の増などによるものです。

次に、3の重点事業について説明します。

1児童虐待防止対策事業費4,518万3千円です。この事業は、児童虐待防止を徹底するため、関係機関との連携強化や児童家庭支援センターの機能の拡大を図るなど、児童相談や児童虐待への対応力を総合的に強化するものです。

二つ目の二重マルの児童家庭支援センター機能強化事業では、県内の児童家庭支援センター5か所に対し、支援が必要な家庭に対する指導、具体的には一時保護の解除などで家庭に引き取

られた児童の見守りなどを委託します。なお、今年度はこの委託費を増額し、さらなる体制の充実を図ります。

このほか、三つ目の二重マルの産前・産後母子支援事業による妊産婦への支援の充実、あるいは四つ目の二重マルのSNSによる相談体制の整備など様々な事業を着実に実施し、児童虐待防止のさらなる徹底を図ります。

次に、34ページを御覧ください。

2 ヤングケアラー等支援体制強化事業費2,772万4千円です。この事業は、ヤングケアラーなど支援を必要とする子どもや児童虐待のおそれのある家庭を、早期発見・早期支援につなげるため、市町村と連携して支援体制の整備に取り組むものです。

一つ目の二重マルのヤングケアラー支援事業では、こども・家庭支援課内にスクールソーシャルワーカーなどの現場経験が豊富な専門アドバイザーを新たに配置し、研修会等を通じた周囲の気づける大人の養成や市町村の支援体制構築のための助言等を行います。

次に、35ページを御覧ください。

3 子どもの居場所づくり推進事業費2,385万5千円です。この事業は、困難な生活環境にある子どもの居場所を確保するため、こども食堂への支援等を行う事業です。

今年度は、五つ目の二重マルの新たな居場所づくりによる要支援児童への支援強化として、家庭の困窮やネグレクト、家族の病気を背景に生活習慣の形成ができていない児童等を対象に、自己肯定感を高め自立できる力を養うための支援を提供する児童育成支援拠点に対し助成します。

**柳井障害福祉課長** 36ページを御覧ください。

障害福祉課関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は管理・計画班以下四つの班で構成され、本庁の職員数は26名となっています。また、当課が所管する地方機関はこころとからだの相談支援センター以下四つあり、その職員数は28名となっています。

次に、事務分掌ですが20項目あり、主なも

のは(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること、(18)障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例、(19)大分県手話言語条例の施行に関することなどです。

次に、37ページを御覧ください。

2の課・室の予算について説明します。

当課の令和5年度当初予算額は、障害者社会参加推進室分を含め174億8,916万2千円となっており、前年度と比較すると7億5,149万円、率にすると4.5%の増となっています。これは、障がい福祉サービスに係る自立支援給付費や障がい児通所給付費の増などによるものです。

次に、3の重点事業について説明します。

1 発達障がい児地域支援体制整備事業費4,370万5千円です。この事業は、発達障がい児の早期発見・早期支援につなげるため、保護者などの相談に応じ、支援先の受入調整等を行うコンシェルジュを各圏域に配置するとともに、相談や診療ができる小児科医やかかりつけ医の養成等に取り組むものです。

今年度は一つ目の二重マルにあるように、こどもの発達支援コンシェルジュを6名から7名に拡充し、人口の多い大分市の支援体制を強化します。また、下から二つ目の二重マルのペアレント・プログラムについては、保護者を対象に発達障がいに関する理解と関わり方を学ぶ研修を実施するものですが、今年度は保護者からのニーズ等を考慮し、大分市での実施回数を拡充します。

次に、38ページを御覧ください。

2 精神障がい者地域移行・定着体制整備事業費641万1千円です。この事業は、精神障がい者の地域移行・定着を支援するため、保健・医療・福祉関係者による協議会を圏域単位で開催するなど、地域における体制整備を図るほか、医療と地域の連携を促すコーディネーターを配置するなど、総合的な支援体制の構築を図るものです。

今年度は三つ目の二重マルにあるように、新たに精神科病院と地域の相談支援事業所の連携



強化を図るコーディネーターを配置し、地域と医療が連携した退院支援ノウハウの蓄積及び支援体制の確立に取り組みます。

**高木障害者社会参加推進室長** 39ページを御覧ください。障害者社会参加推進室関係について説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班及び就労促進班で構成され、職員数は2班合わせて10名です。

次に、事務分掌ですが8項目あり、主なものとして(1)障がい者の雇用促進及び工賃向上、(2)芸術・文化・スポーツを通じた障がい者の社会参加の推進、(3)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び(4)障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の施行に関することなどです。

次に、40ページを御覧ください。

2の重点事業について説明します。

まず、1障がい者就労環境づくり推進事業費6,994万1千円です。この事業は、障がい者雇用を促進するため、企業訪問や仕事の切り出し、人材の掘り起こし、職場への定着支援等を行うアドバイザーを配置するほか、就労系事業所等からの一般就労への移行を支援するものです。

一つ目の二重マルの雇用支援アドバイザーについて、今年度から1名増員し8名体制として、企業が集中する大分市を含む中部圏域の体制充実を図ります。三つ目の二重マルでは、A型B型の就労系事業所等が利用者を一般就労に送り出した場合に、その実績に応じた奨励金を支給します。

次に、41ページをお開きください。

2国際車いすマラソン大会開催事業費3,202万4千円です。この事業は、障がい者スポーツへの注目の高まりを継承し、共生社会の実現に向けた機運の醸成を図るため、第42回大分国際車いすマラソンを開催するとともに、障がい者がスポーツを身近に楽しめる機会の拡充等に取り組むものです。

今年度は、三つ目の二重マルにある中村裕杯

アジアドリームカップ国際車いすバスケットボール大会が4年ぶりに開催されるので、その開催経費を助成します。また、四つ目の二重マルのとおり希望する身体障がい者に対して、スポーツ用の義肢装具の購入経費を助成する事業を、市町村と連携して新たに取り組みます。

**今吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、意見などはありませんか。

**猿渡委員** まず、34ページのヤングケアラーの関係です。調査を通して取り組まれていることは大変大事なことだと思いますが、具体的な取組は進んでいるのでしょうか。その点を一つ教えてください。

二つ目は、35ページの新たな居場所づくりによる要支援児童への支援強化、児童育成支援拠点についてですが、なかなか具体的なイメージがつかめないのです。少しイメージできるような具体的な内容を教えてください。

あと一つは部長の最初の説明にもあった、障がい者の一般就労の支援については大事な問題だと思いますが、一般就労にはなかなかなじまない障がい者もたくさんいて、障がい者の事業所で個人の状況や障がいの程度にあわせて安心して過ごせたり、そこで自分の得意な分野を發揮することも大事だと思うんですね。一般就労が非常に強調され、それを進めているところに支援奨励金を支給することになると、私は以前からそういう一般就労になじまない人のことが若干気になっているんですね。それはそれで大事にすべきではないかという思いがあります。そのあたりも含めてどのように取り組んでいるのか、3点教えてください。

**隅田こども・家庭支援課長** 1点目のヤングケアラーの具体的な支援についてです。

昨年度、県に電話相談とSNS相談を設けましたが、これはなかなか本人から声を上げることは難しいようで実績としては非常に少ないですが、その中のSNSで相談があった1件について、直接の相談につなげるべきだと判断し、市やその市にある児童家庭支援センターを紹介したところ、本人が市の職員に相談でき、今現

在個別ケース会議を開いて、家庭や高齢者の介護の問題などに関係者が集って対応を考え、少しずつ改善の兆しが見えている事例があります。

それから、児童相談所には本人からのSOSと言うか、申出で家に居たくないという子どもがたくさん来ます。そういった子どもは、聞いてみればヤングケアラーだったことも多くあります。そういった事例が、児童相談所に来る前にきちんと市町村の相談窓口につながっていくように、今年度来た専門アドバイザーを中心に市町村を回って、どういった対応が必要なのか、市町村連絡会や人材育成研修会等を開きながら市町村の取組を支援していきたいと考えています。

次に、新たな居場所づくりですが、こちらは本当に言葉では分かりづらいかと思います。

目的は、生活習慣の形成ができていない——例えば、洗濯の仕方も分からない、ごみ屋敷の中に住んでいる、それから、背中の洗い方も知らない子どもが家庭環境によっては多数います。そういった子どもに対して市町村とその支援拠点が連携して、様々な体験活動や食事、入浴、シャワーを浴びる、洗濯をして干すところまでできるように支援していく施設です。今年度は杵築市の1か所を支援することにしています。

**高木障害者社会参加推進室長** 私からは就労の関係を説明します。

確かに障がい者の雇用率向上を目指していますが、それとあわせて就労を希望する障がい者がしっかり就労できる体制も作っていかねばならないと思っています。

その一つとして、障害者就業・生活支援センターのアドバイザーについては、当然雇用対象企業への訪問もありますが、そういった小さな企業とか福祉的な企業とかも訪問して、フォローやアドバイスを行っています。

あわせて、県でも障がい者を雇って、県庁内で働けるような実習の場を設けているし、あと就労継続事業所のA型に対して経営の専門家を派遣したり、サービスの付加価値が向上できるような事業も実施するようにしています。

さらには、そういったA型、B型事業所の農

福、農業の関係の部分についても、そういった作業をしたい事業所があればアドバイスに行くアグリアドバイザーを派遣したり、それとあわせて、できた作物を販売する機会である農福マルシェを、わさだタウンや大分駅前とかで開催するなどして支援している状況です。

**工藤福祉保健部長** 一般就労のところを少し強調し過ぎているところは確かにあるんです。県内の就労支援のA型事業所から一般就労への動きをもちろん促進したいと思いますが、現在、A型事業所に比べてB型事業所はその3倍ぐらいあります。そこで最低賃金は適用されないけど、作業賃ぐらいいは何とか手にはしたいという障がい者あるいはその親にも何とかその金額を上げていきたいなということで、工賃も全国上位に食い込むように頑張っています。

そのためには、やはりそういうB型事業所に発注を増やしていかないといけないので、我々県庁職員の名刺を各部局全部、異動があれば作りますが、基本的にはB型事業所をお願いしており、これを一部A型事業所にも発注しています。このように、福祉的就労の工賃向上につながるよう取り組んでいます。こういった取組は市町村や企業の皆さんにもぜひお願いして高めていきたいと思っていて、B型事業所を中心に優先調達しているその額は全国2位であり、我々はしっかり取り組んでいることだけ付け加えます。

**隅田子ども・家庭支援課長** さきほどの新たな居場所づくりの関係で、補足します。

児童育成支援拠点についてです。この事業は、目的としては生活習慣の形成がありますが、最終的には児童が自己肯定感を身に付け、自立して生活できるようにすることが目的です。

そして、平日の夕方から子どもに児童育成支援拠点へ来てもらいます。そして、ご飯を食べたり洗濯をしたり、シャワーを浴びるとか、そういう活動をしながらか勉強もします。そのほかに様々な体験活動として、例えば、誕生日会でホールのケーキをみんなで食べるとか、一緒に社会見学と言うか、旅行に行くなどの体験活動も通して自己肯定感を高めていく取組です。

**猿渡委員** ホールのケーキで誕生日をお祝いする経験がない子どももいるといろんなところで聞きますが、非常に大事なことに取り組んでいることは、今、具体的に聞いてイメージができました。児童育成支援拠点に何日か泊まることもあるのでしょうか。

**隅田こども・家庭支援課長** 基本的には平日の21時頃までになっていて、日帰りです。旅行に行けば宿泊も可能になっているし、実際やっていると思います。

**若山委員** ヤングケアラーの問題も含め、子どもに対する支援はさきほども市町村と連携して行うとありましたが、私はなかなか連携が難しいのだろうなと。コロナのときもそうでしたが、県と市町村の事務は、権限の問題とかいろんな部分を含めて違うんですね。同等の立場なら連携や協力は十分できると思いますが、やはり市町村と県では行う事務が違うと思います。県の事業がこれだけ多くなった中で、福祉の分野においては、私はマンパワーが充足していないと、いろんな手立てや政策が不十分のまま終わってしまうと思います。

全国的にも児童相談所の職員のマンパワー不足で、悲劇を招いてしまった事例がたくさん起きています。児童相談所の職員が悪いわけでも何でもない。十分支援できる体制がない中で、子ども、障がい者、高齢者などを含めて弱い人に悲劇が起きないようにするためには、それぞれがお互いの分野でマンパワーをしっかり把握し、充足してもらいたい。特に福祉の分野においてはそのことが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

**工藤福祉保健部長** 市町村と連携してという言葉はよく使いますが、私も昨年地方に出ている、管内の市町村でいろいろ事情があることは見聞きしました。

現在18市町村あり、県の施策でも県が100%出してやる事業はほとんどないし、オーソドックスなパターンでは県が2分の1を出して、あとの半分は市町村へお願いするとか、国と県が出すので4分の1は市町村でということがほとんどです。我々も一つの事業をするしないと

いうときに、必ず県内18市町村に声かけをし、市町村にどれくらいのニーズがあるかを踏まえて、手がけるか見合わせるか、その辺はしっかりやっているつもりですが、予算が付いただけではできなくて、やはりそれを実践する人が誰なのかが必ず問題になります。市役所の職員だけで行うのはつらいし、市町村の社会福祉協議会もあるし、施設にお願いしてスタッフを出していただいたりもしているので、市役所とも相談しながら、どういうマンパワーを投入し得るかを一つ一つの事業で見定め、予算だけ付いたけど人がいないということのないよう進めていきたいと思います。

**若山委員** おっしゃっていることは分かりますが、私が言うマンパワーは県職員のマンパワーです。事務の割にまだまだ人が足りないのではないかと思います。だから、一人一人が大変苦勞されていることがよく分かるので、県職員のマンパワーも充実させていただかないと市町村との連携にならないという意味で話しました。

コロナで言えば、保健所できちっと管理していかなければならない情報等があっても、なかなか連携が取れなかったんじゃないかと思っています。児童相談所にしてもそうです。個人情報関係でいろいろと守らなければならない情報があるので、その辺が難しい。しかしながら、保健所は統合してどんどんなくなっている。児童相談所も全部の市町村にはない。ですから、そこは県職員のマンパワーが大事で、職員数が足りなければ増やすなりして、そのことが市町村との連携につながっていくと思います。特に福祉分野に限ってはそう思うので、知事にもどうか要請していただきたいと思っています。

**渡邊福祉保健企画課長** ありがとうございます。県のマンパワーについていろいろと御意見をいただきました。

今年度の職員数は、全体で25人の増となっています。本庁は5人の増ですが、コロナのときにコロナ過員ということで、コロナの感染状況に応じて保健所に応援できる職員を本庁に置いていましたが、コロナが収まってきて、計画の策定等の新たな業務があるので、その辺の業

務過員で5人増という数字になっています。

また、地方機関に関しては、児童福祉司を13人増員しました。これは昨年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランで、令和6年度までに児童福祉司を12人増やしなさいという国のプランが出たので、これを今年度前倒しで既に13人増やし、できる限りの努力をやっています。もちろん今後足りない分野があれば、我々もできる限りマンパワーを充実させるよう努力していきたいと思うので、御理解いただきたいと思います。

**若山委員** ぜひパワーアップしてよろしく願いします。

**吉村（尚）委員** これまでの質問と少し関連していますが、子どもの居場所という言葉が最近よく聞くようになってきて、中でも子ども食堂がこの数年広がりを見せてきた中で、子ども食堂の有様が随分変わってきたと思います。当初は子どもの貧困とか、孤食とか、もっと言えば食事を食べさせてもらえない、作ってもらえないような子どももいることが現実にあったと思いますが、そういう子どもをどう支えるかという部分で子ども食堂はスタートしたと思います。

ところが、今、子どもの居場所づくりということで、子ども同士、あるいは子どもと地域の大人との交流の場であったり、随分と幅広く子ども食堂の有り様が変わってきたなど実感しています。

そのような中で、県として子ども食堂の機能強化に助成をしたりもあるでしょうが、子ども食堂の有り様をどのように今捉えているのか。それから、そこに来ている子どもについて言えば、新たな居場所づくりによる要支援児童という新たな施策が出てきていますが、本当に厳しい家庭から通ってきている子どももいて、その子どもと親を福祉の分野にどうつなげていくかが僕はとても大事になってきていると思います。例えば、新しい事業で、子ども食堂をやっている運営主体のところで、厳しい家庭の子どもを福祉につなげていく取組ができないか、今話を聞きながら思いましたがいかがでしょうか。

**隅田こども・家庭支援課長** 子ども食堂につい

ては委員おっしゃるとおり、当初は子どもの貧困対策と言うか、貧困の支援で広がりを見せていましたが、多世代交流、子ども同士の交流、地域での交流、それから、学習支援の場所ということで、様々な機能を持った場所になっています。

子ども食堂の有り様も様々で、月に1回開催しているところもあるし、毎日開いているところもあります。そのため、画一的に子ども食堂とひとくくりにするのはなかなか難しいと思っています。

さきほど説明した児童育成支援拠点は要支援児童の支援の場所ですが、これについては少しずつ広がりを見せています。民間の支援を受け、県内でも昨年度から3か所ほど同じような事業をしているところがあり、中津市にも一つあります。この児童育成支援拠点については、全市町村に1か所という形で広がりを見せていくことが大事なのかなと思います。

それから、子ども食堂については様々な困難を抱える子どもやその家庭の情報をよくつかんでいると思います。そういった情報で、市町村と子ども食堂が連携することにより、様々な支援につながっていくことが必要だと思います。

ただ、子ども食堂からは、なかなか市町村に言っても取り合ってもらえないとも聞いているので、そういった場合、我々が大分県社会福祉協議会に委託をしている、おおい子ども食堂ネットワークが、ネットワークの研修の場などを使って市町村とのつなぎをどのようにしたらできるのかを伝え、必要な場合に支援をしていきたいと思っています。

**吉村（尚）委員** よろしく願いします。

それでは、続けていいですか。

**今吉委員長** はい。

**吉村（尚）委員** 地域包括ケアシステムの構築について伺います。住み慣れた地域で暮らすことができるための医療と介護の連携とよく言われてきていますが、このシステムを支えるサービスの中でも、24時間の定期巡回、それから随時対応型訪問、これらがまだまだ十分でないと感じています。それは、各市町村によって

格差が出てきていると思います。

具体的には、私の親が宇佐市に住んでいて、これがあればなと思いましたが、宇佐市ではやっていませんでした。実際私が住んでいるのは中津市ですが、中津市では1か所やっています。この取組をもっと広げていくことが、これからの在宅医療、在宅介護、それから地域包括ケアシステムの位置付けの構築にもつながっていくと思いますが、その辺の状況や今後の計画についてはどのようになっていますか。

**渡邊高齢者福祉課長** 地域包括ケアシステムにおける24時間定期巡回サービスのことについての質問だと思います。

24時間定期巡回のサービスは、非常に有効なサービスであると県でも考えています。これは地域密着型サービスで、基本的には市町村が指定をして進めていくサービスですが、委員が言われるとおり、中津市では中津総合ケアセンターいずみの園が24時間定期巡回サービスを全国に先駆けて導入した背景があります。そうした事例を、県でも研修会などで他の市町村に紹介し、このサービスを導入することを進めています。

ただ、介護報酬の問題等もあって、まだ十分サービスが広がっていない面もあるので、県としては引き続き市町村と十分連携しながら、この24時間定期巡回サービスを進めていきたいと思っています。

一つ課題としては、移動手段と言うか時間がかかるのとそこにすぐ訪問に行けない問題もあるので、どちらかという都市部で有効なサービスだと考えています。ただ、いずれにしてもこのサービスは非常に有効なので、十分市町村と連携しながらこのサービスが広がるように進めていきたいと思っています。

**吉村(尚)委員** よろしくお願ひします。

最後に一つだけ要望です。今日私が車を止めた横に車椅子用、障がい者用の駐車スペースがありました。雨が降っているのにそこに屋根が付いていません。部長、よろしくお願ひします。

**工藤福祉保健部長** そこは確かにそうですね。

向こうの池のところはきれいに整備しましたが、ちょっと道半ばです。これは用度管財課庁舎管理班にも伝えて、早めに整備するようにしたいと思います。

**今吉委員長** では、早めに検討をお願いします。  
**嶋副委員長** 大分県の出生数です。昨年の数字は承知していませんが、一昨年は7,300人ぐらいだったと思います。これは年々減少していて、大分県は子育て満足度日本一を掲げて子育て環境の整備等に取り組んでますが、出生率の減少に歯止めをかけることができていません。日本全国で、少子化対策及び人口減少対策が大きなテーマですが、大分県にとっても少子化対策は最大のテーマだと思っています。現状をどう受け止めているのか聞かせてください。

**渡邊福祉保健企画課長** 令和4年の出生数は本日厚生労働省が公表し、概数ですが6,798人で、7千人を割ったということです。全国では過去最少で77万747人で、国全体で少子高齢化が進み、なかなか人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

大分県の出生数の減少について分析すると、やはりコロナ禍以降に婚姻数がぐっと落ちていて、大体婚姻してから2年から2年半の間に第1子が生まれるのが通常の流れなので、それに引張られて、出生数も落ちているのかなと分析しています。

したがって、事業の中でもありましたが、企業間の出会い応援もやっているし、昨年12月から出会いサポートセンターでAIマッチングを開始して、これによってお見合い件数も導入前より月平均で約1.2倍で推移しており、導入以後は実際件数もずっと右肩上がりになっているので、ちょっと小さい話ですが、少しでも婚姻数の増加につなげていきたいと思っています。

大きな話で人口減少対策になると、若い女性の転出をどう止めるかとか、社会増減をどうするかという話になりますが、我々は今言った小さいところの子育て対策、また来年度当初予算に向けてもいろんな検討課題があると思うので、福祉保健部として充実させながら取り組んでいきたいと思っています。

**嶋副委員長** 子どもが誕生した後の子育て支援策は大事なのでしっかり進めてもらいたいと思います。一方で、子どもが生まれてこない状況を打破する少子化対策は子育て支援策と重なる部分もありますが、これは切り離していかないと出生数の減少に歯止めをかけることはできないと思っています。若者の結婚への後押しもやっていただいています。さらに踏み込んだ政策が必要だと思います。

少子化対策の政策の成果は一気に出るものではありませんが、知事も20年ぶりに交代したので、出生数の減少に歯止めをかけるための意気込みをぜひ聞かせていただければと思います。

**工藤福祉保健部長** 今、直近の数字を紹介しました。ちょうど昼前に数字が得られたので、すぐ佐藤知事のところに数字を持って入りました。出生数が7千人を切ったことは、大分県としては非常に衝撃的で深刻に受け止めざるを得ません。当然、知事も私もまずは7千人台回復を目指すことで真剣にやっていきたいと思っています。

国から公表されたこども未来戦略方針についても、かなり思い切った内容になっているなと受け止めています。財源の問題でいつからできるのかがぼんやりしているものもたくさんあるので、ここは国にも早期の着手を働きかけながら、県としてさらに大分県らしい上乗せを考えていくという話は知事としています。

**今吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** ほかに質疑もないので、これをもって令和5年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

**工藤福祉保健部長** 42ページを御覧ください。

今年度、福祉保健部において策定又は改定する主な計画について説明します。

現在、福祉保健部が所管する主な計画は23

本あり、このうち18本を今年度改定します。また、右下にある困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）を策定する予定です。なお、今後は各計画の策定協議会での議論等も踏まえながら、一部の計画を統合できないか検討します。

次の43ページから各計画の概要について記載していますが、このうち主な計画について抜粋して説明します。

まず、1番の大分県医療計画（第8次）です。この計画は計画の根拠等の欄にあるとおり、医療法に基づき、県民に対して適切な医療提供体制の確保を図ることを目的に策定するものであり、計画期間は令和11年度までの6年間です。その右の計画の概要のとおり、医療計画は本県の医療施策の基本方針を定めるものとなっており、今回は主な記載事項の2の（6事業）の末尾にあるように、新興感染症の項目を新設します。

44ページを御覧ください。

5番の大分県感染症予防計画については、感染症法に基づき策定する計画であり、令和6年度開始とし終期の定めはありません。計画の概要ですが、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、令和4年に改正された感染症法に基づき、国の基本的な指針に則して作成し次の感染症危機に備えるものです。

6番の第三次大分県健康増進計画（生涯健康県おおいた21）については、健康増進法と、健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例に基づき、生涯健康県おおいたの実現を目指し策定するものであり、計画期間は令和17年度までの12年間です。計画の概要ですが、全ての県民が生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることができるよう、条例の趣旨を踏まえ、本県の健康増進施策の基本方針を定めることにしています。

46ページを御覧ください。

11番のおおいた高齢者いきいきプラン（第9期）については、老人福祉法と介護保険法に基づき策定する老人福祉計画及び介護保険事業支援計画であり、計画期間は令和8年度までの

3年間です。計画の概要ですが、高齢者が生きがいを持って、健康で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、本県の高齢者福祉施策の基本方針を定めるものであり、今回は主な記載事項の4にあるように、介護現場の生産性向上の項目を拡充します。

12番の大分県障がい者計画（第2期）については、障害者基本法に基づき策定する障がい者基本計画と、障害者総合支援法に基づき策定する障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画の3計画を一体的に策定するものであり、計画期間はそれぞれ基本計画が6年間、福祉計画が3年間となります。計画の概要ですが、この計画は本県の障がい者施策の基本方針を定めるものであり、今回は主な記載事項の2にあるように、情報・コミュニケーションの支援の項目を拡充します。

説明は以上です。委員の皆様には、今後常任委員会において適宜進捗状況等を報告するので、よろしくをお願いします。

**今吉委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 別に質疑もないので、次に、②の報告をお願いします。

**藤内理事兼審議監** では、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行後4週間が経過しますが、私から移行後の経過について報告します。

49ページの資料を御覧ください。

まず、継続するものの一番上にあるワクチン接種ですが、令和6年3月まではこれまでどおり全額公費での接種が行われます。5月8日からは高齢者や基礎疾患を有する方等に対する春開始接種が既に始まっています。

それから相談窓口については、どの医療機関を受診すればいいかわからないとか、あるいはコロナと診断されて、自宅療養中に体調が悪くなった方が相談できる専用の電話を用意してい

ます。

それから外来医療機関や入院医療機関は、さきほどの部長の挨拶にもあったとおり、引き続き拡大しながら、いざ感染者が増えた場合にも十分対応できる準備を進めています。

それから入院調整ですが、5月8日以降、原則医療機関により入院調整をしていただき、外来でコロナと診断したら、その医療機関が入院を受ける病院を探す形を取ります。ただ、どうしても入院先が決まらない場合には保健所に相談する形にしていますが、この4週間は保健所にそうした相談は医療機関から1件もありません。また、県民から入院先が決まらなくて困るといった相談もない状況なので、この入院調整を通常の病気と同じように医療機関同士で行う体制に移行して、今のところ問題なく推移していると考えています。

医療費については、コロナの治療薬はまだ大変高額なので、これについては公費の対象のままとし、入院医療費も自己負担限度額から最大2万円を減額する形で負担減を図っています。

なお検査費用は有料で保険診療で3割負担になっていますが、通常どおり受診してコロナの検査をして薬をもらうと大体4千円くらいになります。インフルエンザで受診したときに3千円から3千円後半なので、それとほぼ同水準の医療費で受診ができる体制になっています。高齢者施設に対しては、引き続き必要に応じて保健所が相談に乗って抗原検査を一斉にしたり、あるいは施設内で療養が必要な場合には、その支援をする体制を継続します。やはり新たな変異株の出現に我々は一番目を光らせなければならぬので、衛生環境研究センターでこのゲノム解析を引き続き続けています。右側に終了するものとありますが、5類になったことからこれまでのような入院勧告とか就業制限といった行動制限がなくなりました。なお、陽性になった場合には自宅療養期間の目安が5日間、それから、濃厚接触者に対しては自宅待機などの行動制限はなくなっています。保健所が行っていた様々な患者支援は終了となっています。また、さきほど申したように受診した際の検査費用が

保険診療で3割負担となったことから、今まで県下にあった無料の検査場も5月8日以降は終了となっています。コロナ感染者はインフルエンザなどと同様に、58医療機関の定点で報告されたものを1週間ごとに報告しています。

次の50ページを御覧ください。

この50ページに示したものが毎週水曜日に公表される速報です。左上に示すように、これが第21週の5月22日から28日にかけての一番直近の数字です。左にインフルエンザがあって、その右にCOVID-19があります。COVID-19がコロナの正式名称で、この報告書ではコロナの報告数が134人で、定点当たり2.31という数字を示しています。ちなみに先々週が161人なので、先週の134人は、これまで続いていた緩やかな増加から頭打ちよりは若干減ってきました。

その下に東部保健所から大分市保健所までの保健所ごと、7圏域ごとの報告数と定点当たりの報告数があります。これを見ることで、まだ県内のどの地域で感染者が多いのかをおおむね把握することができます。

次の51ページを御覧ください。

これが毎週木曜日に公表される週報になります。左のコメント欄を御覧いただくと、二つ目、COVID-19が10歳未満及び10代で多く報告されていますとあり、どの世代に多いのかといったコメントなどが掲載されます。また、右側のグラフに示すように、黒のダイヤのマークで三つだけしかまだ数字が並んでいませんが、2週間前、1週間前、今週という形で、これから徐々にデータが蓄積されていくと、折れ線グラフでコロナが県内で増えているのか減っているのかが分かるようになっていきます。

それから、右下の大分県の保健所ごと、地域ごとに多いところを色で塗り分けることでも、県民に分かりやすく県内の感染状況を示すことにしていますが、今はどの圏域も定点当たりが5以下なので、全部白という状況になっています。

次の52ページを御覧ください。

この3年間に及ぶ第1波から第8波までの県

内の流行状況をまとめたものです。それぞれ第1波から第8波の感染者数や亡くなられた人の数を示していますが、御覧いただきたいのは、右から2列目の死亡率の数字です。第1波から第4波までが大体1.5%から2%前後で推移しましたが、ワクチンが普及し始めた第5波は0.43%、第6波と第7波は0.2%を下回る状況で、亡くなる人の割合がぐっと減ってきました。ただ、第8波に関しては、80歳から90歳代の多くの高齢者が感染した関係もあって、死亡率が0.32%と若干上がってきています。

それから53ページですが、これは今年の第6波から第7波、第8波までの灰色の折れ線グラフで示したものが病床使用率、青い棒で示したものが新規感染者数、オレンジ色の面で示したものが人口10万人当たりの新規感染者数です。これで見ると、昨年夏の第7波とこの冬の第8波は赤い山がほぼ同じサイズ、つまり流行として第7波と第8波はほぼ同じ規模だったことが分かります。ただ、折れ線グラフで示した病床使用率に関しては、第8波が75.8%と非常に高くなっています。これは第8波で医療機関でのクラスターが多く、結果的に多くの方が入院することになったことに起因しています。

それから、右端のオレンジのグラフを見ていただくと、4月1日時点が一番数が少なくなっていて、それから緩やかに増えていることが分かると思います。さきほど申したように、現在、この緩やかな増加が先週くらいから少し落ち着いてきて、これから減少に転じるかなという状況です。ただ、今後とも感染状況を注視しながら、県民の皆様にも現在の感染状況を分かりやすく伝えていきたいと思っています。

**今吉委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、意見などはありませんか。

**猿渡委員** 無料検査がなくなったり、医療費が自己負担になったことに対する不安の声を聞きますが、感染がまた広がって大きな波がもし来た場合にも、さきほど説明していただいた49ページの状況が継続されるのか、大きな波が来



たときには何らかの形で見直すことがあるのか教えてください。

**藤内理事兼審議監** 少なくとも今年9月までは、外来や入院の支援は続くこととなります。ただ、さきほどの無料検査に関しては、5月8日以降は終了することになっています。これを感染者が増えてきたからといってまた再開するかについては、現在国の動きなどの情報はありません。

今は1回当たり千円ちょっとで比較的安価に抗原検査キットが入手できるようになったので、もちろんそれを購入して検査していただいてもいいですし、さきほど申したように、通常受診するとインフルエンザと同じ自己負担で受診できます。子どもであれば、子ども医療費といった医療費の助成制度もあるので、受診に関する負担が非常にネックになって、なかなか受診しづらい、受診控えにつながることは少ないのではないかなと考えています。

**猿渡委員** 感染が広がったときには、自己負担で受診できる家庭はいいですが、そうでない家庭もあると思うので、再び無料で検査を受けられるようにとか、その辺もぜひ含めて考えていただきたいと思うので、要望しておきます。

**今吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 別にないので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

**今吉委員長** それでは、内部協議を行います。

まず、執行部との懇親会の日程について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**今吉委員長** それでは、執行部との懇親会は、第2回定例会常任委員会の日に実施することにします。

次に、県内所管事務調査についてです。

行程表に一部変更があるので、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**今吉委員長** 事務局から説明させましたが、この行程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** それでは、この行程で実施することとします。なお、欠席や別行動となる場合は、その都度、早めに事務局に連絡してください。

また、今後調整が必要な場合は、私に御一任いただきたいと思います。

次に、県外所管事務調査についてです。

県外所管事務調査の日程については、5月18日の委員会の中で、8月22日から24日の3日間の日程とすることで決定しているので、よろしくをお願いします。

次に、調査先について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**今吉委員長** 事務局から説明させましたが、委員の皆様から御意見はありませんか。

〔協議〕

**今吉委員長** それでは、ただいまいただいた意見に沿って、事務局に実施案を作成させます。

なお、詳細については私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** それでは、第2回定例会常任委員会で正式決定したいと思います。

次にその他ですが、事務局から委員会等の一時預かり金の取扱いについて、説明したいとの申出があったので説明させます。

〔事務局説明〕

**今吉委員長** 委員の皆様から御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** それでは、これまでどおり取り扱うこととし、事務局は随時私に相談や報告をしてください。また、年度末に精算する際は、委

員に説明をして返金するようお願いします。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**今吉委員長** 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。